

「さあ！サッポロ冬割」事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、特に大きな打撃を受けた観光産業の早期回復を図るため、市内における宿泊を伴う商品等を造成・販売する旅行会社や宿泊事業者等に対し、予算の範囲内において、宿泊代金等から割引額を支援金として交付する「さあ！サッポロ冬割」（以下「冬割」という。）事業を実施することとし、その支援金については、本要綱の定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 札幌市（以下「市」という。）から市内宿泊促進キャンペーン業務（以下「キャンペーン」という。）を委託された事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(支援金の要件)

第3条 支援金の対象となる商品は、キャンペーンに参加登録した宿泊施設への宿泊が含まれる商品とする。ただし、北海道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施している宿泊施設のうち、感染予防の対策に継続的に取り組むなど、宿泊者に安心してもらえる環境を提供する施設に限る。

2 支援金の金額は5,000円とし、各号の商品に限る。また、支援金の対象となる商品の購入回数に制限は設けない。ただし、連泊の上限については5泊までとする。

(1) 1人（人泊）当たりの販売価格が6,000円以上の商品。ただし、他の割引制度と併用する場合は、他制度の割引後の価格が6,000円以上の商品。

(2) 前号のうち、部屋貸しの販売価格（民泊等）については、1室当たりの販売価格が6,000円以上の商品。ただし、他の割引制度と併用する場合は、他制度の割引後の価格が6,000円以上の商品。

3 冬割を利用する宿泊者に対しては、「さあ！サッポロ冬も泊まってスマイルクーポン」（以下「クーポン」という。）を宿泊のチェックイン時に1人1泊当たり2,000円分を配布する。ただし、部屋貸しの販売価格（民泊等）については、1室1泊当たり2,000円を配布する。

4 支援金の対象となる期間は、第7条の規定する交付決定を受けた日から予約・販売されたもののうち、市が決定する事業開始日から令和3年3月7日（日）チェックアウトまでの利用分とする。

5 支援金の交付対象となる宿泊事業者や旅行会社等（以下「対象事業者」という。）は、支援金の対象となる商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするため、商品名に「さあ！サッポロ冬割」を明記するとともに、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の額を明記すること。

- 6 第1項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。
- (1) 札幌市域において、感染症により北海道の警戒ステージ3以上で、道が外出や往来の自粛要請を行った場合
 - (2) 宿泊者の居住地が、感染症により国等の緊急事態宣言の発令期間中で、市がその居住地からの利用停止を判断した場合
 - (3) 取引先等の関係者への優先販売及び宿泊施設関係者（同居親族含む）の自社施設の利用
 - (4) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
 - (5) その他、事務局が不相当と認めるもの
- （対象事業者）

第4条 対象事業者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者。
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所」を営む者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者は除く。
 - イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者
- (2) 北海道内に営業店舗がある旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者
- (3) 日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者のうち、事業者の負担軽減について、最大限配慮する者（消費者還元分などを手数料から差し引くなど。）
- (4) 対象事業者として事務局が適当と認める者

（対象事業者の遵守事項）

第5条 対象事業者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 支援金の交付の対象となる対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 役員等（対象事業者が個人である場合にはその者を、対象事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、対象事業者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 対象事業者は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(3) 対象事業者は、当事業により宿泊を利用しようとする者に対して、事前に感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。

(4) 第3条第6項第1号及び第2号に該当する場合のキャンセル料を商品の購入者には求めないこと。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、インターネット申請を原則とするが、インターネット環境が無いなど止むを得ない事情がある場合は、郵送による受付も行うこととし、次の書類を事務局に提出するものとする。

(1) さあ！サッポロ冬割事業参加登録申請書（様式1）

(2) さあ！サッポロ冬割内訳シート（様式1の2）

(3) 誓約書（様式2）

(4) 口座確認書（様式3）

(5) 前号の指定口座通帳の写し

(6) 「新北海道スタイル安心宣言」の写し

(7) その他事務局が必要と認める書類

2 前項の規定による書類の提出先は事務局とし、提出期限及び部数については別に定める。

(交付決定額の通知)

第7条 事務局は、内容を審査し、市と協議の上、支援金額を決定し、交付決定通知書（様式4）により通知する。

(進捗状況の確認)

第8条 事務局は、支援金を交付した事業者の進捗状況等を日ごとに確認することとし、執行状況によっては、市と協議の上、事業者ごとの支援金額を変更することができる。

(月次報告及び月次請求)

第9条 対象事業者は、当月末までの実績について翌月10日までに、月次報告の書類を事務局へ提出しなければならない。ただし、3月分の実績については3月12日(金)までに月次報告の書類を事務局へ提出すること。様式については、市と事務局が協議の上、別途定める。

2 対象事業者は、第1項の月次報告にあわせて月次請求書を提出することができる。

3 事務局は、前項による支援金の請求があった場合は、該当対象事業者の第1項で提出された実績内容と照合し、請求内容を確認しなければならない。

4 事務局は、事業者から月次請求以外での精算を求められた場合は、最大2回まで請求に応じること。

(実績報告)

第10条 対象事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書等を事業完了の翌月10日までに事務局に提出しなければならない。ただし、最終報告期限は3月12日(金)とする。様式については、市と事務局が協議の上、別途定める。

(支援金の請求)

第11条 対象事業者は、前条の実績報告書に併せて冬割事業請求書を提出することとする。ただし、最終提出期間は3月12日(金)までとする。

2 前項の期日までに支援金の請求が行われなかった場合、対象事業者は支援金の請求を放棄したものとみなす。

(支援金の交付)

第12条 事務局は、第9条第3項及び前条の規定による適正な請求書を受理した日から、20日以内に対象事業者に支援金を指定口座に支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第13条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 対象事業者は、冬割事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 対象事業者は、冬割事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(状況報告書及び調査)

第14条 事務局は、必要に応じて対象事業者から報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の交付決定の取消し)

第15条 事務局は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

(支援金の返還)

第 16 条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業者の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第 17 条 対象事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第 18 条 この要綱に基づく手続き及び冬割事業の実施に関し、対象事業者が不利益を被る場合であっても、市及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めのない事項については、市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 20 日から施行する。